

## 公的研究費等の運営・管理に関する行動規範

院長 小林 修三 制定

令和4年10月1日

この行動規範は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）にもとづき、医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院（以下「当院」という）における公的研究費等の不正防止対策の基本方針に関連し、当院において公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「構成員」という）の取組の指針を明らかにするものである。

構成員は、以下の行動規範を遵守し、これを誠実に実行しなければならないものとする。

1. 構成員は、公的研究費等が国民の税金や社会からの浄財等で賄われていることを十分認識し、公正かつ適正に運営・管理する。
2. 構成員は、公的研究費等の運営・管理に当たり、関係法令・通知および当院が定める規程等を理解し、これを遵守する。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な運営・管理に努める。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行う。
4. 構成員は、公的研究費等の取扱いに関する研修および啓発活動等に積極的に参加し、意識の向上と浸透に努める。
5. 構成員は、公的研究費等の運営・管理に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動する。
6. 構成員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、当院におけるすべての研究に対する深刻な影響、さらには研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、不正使用を未然に防止するよう、別に定める不正防止計画をふまえて行動する。

〔附則〕（令和4年2月1日制定）

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

〔附則〕（令和4年10月1日制定）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。